

神戸市保育所徴収金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉事務所長（支所長を含む。以下「福祉事務所長」という。）が児童福祉法第24条第1項に基づき保育所へ入所決定を行った場合において、神戸市児童福祉法施行細則（以下「施行細則」という。）第22条に基づき、本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）からの徴収金に関し必要な事項を定める。

(扶養義務者の定義)

第2条 扶養義務者とは、次に掲げる者のうち入所児童と同一世帯に属し生計を一にする者とする。

- (1) 直系血族（父母、養父母、祖父母）
- (2) 兄弟姉妹（主として兄又は姉）
- (3) 三親等の親族（叔父・叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして特に扶養の義務を負わせたもの

(世帯の定義)

第3条 世帯とは、生計を一にする消費経済上の一単位をいう。ただし、扶養義務者が就労等の事由により児童と住居を異にしている場合であっても生計を維持し監護の関係があると認められるときは、入所児童と同一世帯とみなす。

(階層区分の認定)

第4条 福祉事務所長は、各月初日現在において、申込児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主事者である場合に限る。）の前年分（1月から3月の間にあっては前々年分）の課税状況等を調査し、所得税額もしくは市町村民税額の合算額に基づき、施行細則第22条別表第1に定める階層区分の認定を行い保育料を決定した場合は、納入義務者に対し、「神戸市保育所入所事務要綱」に定める「保育所入所承諾通知書」により送付する。

2 福祉事務所長は、前項の階層区分の認定を行った後、扶養義務者等の変更があった場合は、納入義務者に対し、「神戸市保育所入所事務要綱」に定める「保育所入所変更決定通知書」により階層区分の変更を送付する。

(認定方法)

第5条 福祉事務所長は、次の方法により階層認定を行う。

- (1) 被保護世帯の確認は、保護台帳により行う。
- (2) 所得税及び市町村民税の課税状況については、納入義務者から源泉徴収票等の証明書類の提出を求めて確認する。

ただし、福祉事務所長がその事実について関係機関に照会し確認できた場合は、証明書の提出を省略することができる。

2 前項によって課税状況等を確認した場合は、確認年月日及び税額等を「保育所入所決定調書」に記載し、確認者の押印を行わなければならない。

3 第1項第1号及び第2号によって課税状況等の確認ができない世帯については、第6条に定める方法によって行う。

(収入認定)

第6条 福祉事務所長は、未申告等の事由により課税状況の確認が不可能な場合、収入認定を行う。

2 収入認定は、納入義務者から収入申告書(様式第1号)の提出を求め、前年分の所得金額を認定し、これに係る税額を推算する。

3 収入認定に際しては、社会保険料控除等所定の所得控除を適用しなければならない。

4 収入認定を行ったときは、認定に要した書類を添付するとともにその内容を記録し保管しなければならない。

(遡及適用)

第7条 確定申告の手續中等の事由により前年分所得が把握できないものについては、当面前々年分所得によって階層認定を行い、前年分所得が判明した時期に前年分所得に基づく階層認定を行う。ただし、前年分所得が判明した時期にかかわらず当該年度の当初の入所開始月に遡及し階層認定を行う。

2 前条に基づく収入認定を行った後、公簿等の確認を行い所得税等が判明したときは、当該年度の当初の入所開始月に遡及し適用する。

3 福祉事務所長は、前2項による遡及変更を行う場合は、納入義務者に対し、「神戸市保育所入所事務要綱」に定める「保育所入所変更決定通知書」により階層区分の変更を通知する。

(徴収)

第8条 福祉事務所長は、第4条の規定に基づき決定した保育料を、納入義務者から徴収しなければならない。

2 月の途中で入退所を行った児童については、当該月分の保育料を日割りによる額を徴収する。

3 日割り保育料は月額保育料を25で除した額に入所期間中の開所日数を乗じた額とする。(10円未満の端数切捨て。) 但し、「開所日数」とは日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数とする。

4 福祉事務所長は、保育料を滞納した者に対し、「神戸市保育料滞納整理要綱」の定めるところにより、滞納整理業務を行う。

(年齢区分の通年制)

第9条 入所児童が年度途中で誕生日を迎えた場合においても、当該年度に限り、当該年度の当初の入所開始月の年齢区分を適用する。

(階層区分の変更の特例)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、特例として保育料に係る階層区分の変更をすることができる。

(1) 住家のり災により、不時のやむを得ない支出が必要になったため、保育料の負担が困難と認められる場合。

(2) やむを得ない失業、事業の倒産、疾病及びこれらに類する事由により、世帯の収入が前年に比し著しく減少し、保育料の負担が困難と認められる場合。

2 納入義務者は前項に該当する場合は、「保育料に係る階層区分変更の特例の申立書」(以下「申立書」という。)(様式第2号)を福祉事務所に提出する。

3 福祉事務所長は、納入義務者から「申立書」の提出があった場合は、その理由を証する書類の提出を求め、その事実について「保育料に係る階層区分変更の特例の申立審査票」(様式第3号)により調査しなければならない。

4 第1項の各号についての定義は別紙1に定めるものとする。

5 第1項の各号の階層区分の変更の特例における認定の方法については別紙2に定める。

(階層区分の変更の特例期間)

第11条 前条による階層区分の変更の特例は、納入義務者より「申立書」の提出があった日の属する月の翌月分から適用する。

2 前条による階層区分の変更の特例の適用期間は3か月間を限度とする。

ただし、福祉事務所長が必要と認める場合は、3か月を超えない範囲内で更新し、通算して最長1年間の更新を行うことができる。

(階層区分の変更の特例の決定及び通知)

第12条 福祉事務所長は、第10条による階層区分変更の特例が適当と認められる場合、納入義務者に対し、「神戸市保育所入所事務要綱」に定める「保育所入所変更決定通知書」により送付する。

(税額等の計算方法)

第13条 第6条に規定する税額等の計算は、「収入認定調書」(様式第4号)より行う。

(施行の細則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

別紙1（第10条関係）

要綱第10条における保育料の階層区分変更の特例については、平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」に準じ、以下のように定義付ける。

1 「住家のり災」の定義

住家がり災（全半焼・全半壊）した場合に適用する。但し、り災の発生後、1年を経過していないものに限る。

2 「不時のやむを得ない支出」の定義

住家のり災によりその被害額が前年の合計所得額に比して2割かつ50万円を超える場であること。

3 「収入が前年に比し著しく減少した」の定義

“収入”とは、失業保険等の給付を合算せず、合計所得のみを対象とする。

“著しく減少”とは、前年の合計所得が800万円以下で、前年合計所得に比して、事由発生後12か月分の合計所得の見込みが5割以上減少する場合をいう。

別紙2（第10条関係）

要綱第10条第5項における保育料の階層区分変更の特例の認定の方法については、以下のように定める。

第1号 「不時のやむを得ない支出が必要になった場合」

「A階層」を除き、税額にかかわらず「B階層」に認定する。

第2号 「収入が前年に比し著しく減少した場合」

事由の発生以降3か月の収入をもとに12か月分の所得額を推定し、収入認定を行う。

収入申告書

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

住所
氏名
児童との続柄

印

私の 年分の収入を次の通り申告します。

| | 収入額 | 勤務先名または就労場所 | 仕事の内容 |
|-------|-----|-------------|-------|
| 1 月分 | | | |
| 2 月分 | | | |
| 3 月分 | | | |
| 4 月分 | | | |
| 5 月分 | | | |
| 6 月分 | | | |
| 7 月分 | | | |
| 8 月分 | | | |
| 9 月分 | | | |
| 10 月分 | | | |
| 11 月分 | | | |
| 12 月分 | | | |
| 賞 与 等 | | | |
| 合 計 | | | |

| 保険料支払額 | 社会保険料等 | | 生命保険料 | 損害保険料 | |
|--------|-------------|---|-------|------------|-------|
| | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| 扶養親族数等 | 控除対象配偶者の有無 | 有 | 子 供 | 老人 (70才以上) | その他 |
| | | 無 | 人 | 人 | 人 |
| 該当控除等 | 障・特障・老・寡・勤学 | | | その他諸控除 | () 円 |

保育料に係る階層区分変更の特例の申立書

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| 保育所番号 | | | | | |
| 児童番号 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| 保育所名 | 保育所 (園) | | | | |
| 児童氏名 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| <p>_____福祉事務所長 様</p> <p>神戸市徴収金要綱第10条の規定に基づき保育料の階層区分変更の特例を申し立てます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>保護者 住所 _____</p> <p>氏名 _____ 印</p> <p>電話 _____ () _____</p> | | | | | |
| 事由発生年月日 | | 平成 年 月 日 | | | |
| 申立理由 | 住家のり災 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | 被害額 () 円 ※上記のり災の状況及び被害額については、挙証資料が正しい次第、提出します。 | | | |
| 申立理由 | 収入の減少 | <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 事業倒産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 所得が減少した月から3か月間の収入については、確定次第提出します。 <input type="checkbox"/> 所得が減少して3か月以上経過していますので、直近の3か月の収入を申告いたします。 | | | |
| その他の | 階層区分の変更の特例を申し立てる理由、現在の収入状況等をできるだけ具体的に記入ください。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第3号 (第10条関係)

保育料に係る階層区分変更の特例の申立審査票

| | | |
|------------------|------|---------------------------|
| 保育所名 (保育所番号) | 保護者名 | 児童名 (児童番号) (児童番号) |
|------------------|------|---------------------------|

| | 氏 名 (続柄) | 年間総所得額 | 税 額 | | 保育料階層区分 |
|----|----------|--------------------|-----|------------|---------|
| | | | 所得税 | 市民税 | |
| 現行 | () | ()年分総所得 円 | | 所得割 均等割 | [] |
| | () | ()年分総所得 円 | | 所得割 均等割 | |
| 変更 | () | 事由発生後12か月分の推定総所得 円 | | 所得割 均等割 | [] |
| | () | 事由発生後12か月分の推定総所得 円 | | 所得割 均等割 | |

| | | | | | |
|-----------|--|---------------------|-----------------------|------------|--|
| 所得計算 | 事由発生月 { 月 } { 月 } { 月 } { 月 } 翌々月 { 月 } { 月 } 計 { 月 } { 月 } × 4 = 総収入金額 { 円 } { 円 } | | ※ 賞与等がある場合はその額も合算すること | | |
| | 総 収 入 額 | ① 必要経費控除後の金額(総所得金額) | 前年合計所得 × 50% | | |
| | { 円 } | { 円 } | = { }] | | |
| | 所 得 税 | | 市 民 税 | | |
| | 氏 名 | | | | |
| | 所得控除額 | 基礎 | | | |
| | | 配偶者 | | | |
| | | 配 特 | | | |
| | | 扶 養 | | | |
| | | 各種保険料 | | | |
| 合 計 ② | | | | | |
| 税額控除額 | | | | | |
| 課税対象額 ①-② | | | | | |
| 税 額 ③ | | | 所得割 均等割 | 所得割 均等割 | |

| | | | | |
|---------|-----------------------------------|---|----|----|
| 決裁 | 上記の算定により、当申立について 次のとおり決定いたしたく (伺) | | | |
| | 平成 年 月 日 | | | |
| | 保健福祉部長 | 主幹 | 主査 | 担当 |
| | | | | |
| | ① 階層区分変更の特例により階層区分を変更する | 保育料 [階層区分] 円 [] 階層区分変更期間 平成 年 月～平成 年 月 (か月間) | | |
| ② 変更しない | 備 考 | | | |

収入認定調書

() 年分所得税

() 年度分市民税

| | | | | |
|-------------------|--------|------|------------|--------------|
| 氏 名 | 児童との続柄 | 保育所名 | 児童番号 | 所得の種類 |
| | | | | 給与・事業・その他() |
| 収入金額 | | | 必要経費控除後の金額 | |
| 円 | | | ① | |
| | | | 所得 税 | 市 民 税 |
| 所得 控 除 額 | 基礎控除 | | | |
| | 配偶者控除 | | | |
| | 配特控除 | | | |
| | 扶 養 | | | |
| | 老人・寡婦 | | | |
| | 社会保険料 | | | |
| | 生命保険料 | | | |
| | 損害保険料 | | | |
| | | | | |
| | 合 計 ② | | 円 | 円 |
| 課税対象額 ①-② | | 円 | 円 | |
| 税額算出式 | | 円 | 円 | |
| 税額控除額 | | 円 | 円 | |
| 税 額 | | | 所得割額 | 円 |
| | | | 円 | 均等割のみ・非課税・免除 |
| 算定者 (算定年月日) | () | | | |
| 備考 | | | | |